

第8号様式（第8条関係）

世富第916号
令和4年9月5日

株式会社共立メンテナンス
代表取締役 中村 幸治 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



（仮称）河口湖LakesideVILLA計画に係る
景観配慮書に対する意見について（送付）

令和4年7月15日付けで送付された景観配慮書に対する、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例第8条第1項の規定による意見は、別紙のとおりです。

〒400-8501
甲府市丸の内1丁目6-1
山梨県観光文化部
世界遺産富士山課富士山保全企画担当
TEL 055-223-1330

(別紙)

(仮称) 河口湖LakesideVILLA計画に係る
景観配慮書に対する意見について

1 対象事業

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称：株式会社共立メンテナンス

代表者の氏名：代表取締役 中村 幸治

主たる事務所の所在地：東京都千代田区外神田2丁目18番8号

(2) 対象事業の名称

(仮称) 河口湖LakesideVILLA計画

(3) 対象事業の種類

建築物の新築の事業

宅地の造成の事業

(4) 対象事業の規模

事業区域の面積 15,794.87㎡

建築物敷地の面積 3,145.48㎡

(5) 対象事業の実施に係る区域の位置

山梨県南都留郡富士河口湖町河口字湖辺

2 意見

(1) 全般的事項

- 建物の色彩や照明が決まっていないため、景観にどれだけの影響があるか判断できない。事業者見解書には外観パースを含めた詳細な資料を追加すること。
- 県道21号線からの見え方など、景観にどのように影響を及ぼすか追加で検討すること。

(2) 個別的事項

事業者見解書を作成する際に追加していただきたい資料については、別途通知します。

3 告知

景観配慮書の記載事項について補足又は追加の説明を希望する場合は、この意見書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に山梨県知事に対し、景観

配慮書の記載事項について説明する機会を与えるよう請求することができます。この場合の請求は、説明機会付与請求書（山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する書類の様式等を定める要領第3号様式）により行ってください。